

答申第 719 号

令和元年 5 月 15 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書非公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 3 月 6 日付けで諮問された特定確認書の規定に基づく実施施策関係文書不存在の件（諮問第 803 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関は、別表のα-1欄に掲げる文書を対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成29年10月25日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定日付で神奈川県と特定企業Aが取り交わした確認書（以下「確認書」という。）に基づいて実施機関が実施した事項が分かる文書（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成29年11月8日付けで、本件対象文書は不存在であるとして、条例第10条第3項を理由に公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成30年1月24日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 確認書の記載内容について

確認書記載内容のうち「神奈川県の取組」の第4項目には、「特定新駅の設置を含む特定地区のまちづくりに向けた取組を積極的に推進するため、特定協議会を拡充するとともに、特定企業A及び関係機関と十分な調整を図る。また、特定企業Aが建設する施設に伴う地元の調整に当たっては、当該施設の意義について周辺住民へ説明する等の協力を行う」旨記載されている。

(2) 本件対象文書について

確認書の前記(1)の記載内容にかんがみれば、以下の文書が本件対象文書に含まれると解されるので、実施機関は公開すべきである。

ア 特定協議会の拡充について

平成19年度特定協議会総会次第には、実施機関の要請により議題となった平成20年2月6日付け第5号議案「特定協議会の拡充について（案）」が記載されている。よって、当該文書は、本件対象文書に該当する。

イ 特定協議会が行った調査・検討業務委託等の報告書等について

特定協議会は、平成20年8月6日から平成27年9月9日までに特定企業B等に特定調査業務を委託し、計7件の報告書等を収受しており、当該報告書等を実施機関は取得している。よって、これらの委託契約書、報告書等当該委託に関する文書（以下「検討業務委託文書」という。）は、本件対象文書に該当する。

ウ 特定協議会等における会議等の記録について

特定協議会等に係る特定新駅の設置を含む特定地域のまちづくりに向けた以下に掲げる会議等の記録について、特定すべきである。

- (ア) 平成25年8月23日付け特定地区都市計画決定に向けた特定市との会議
- (イ) 平成26年7月15日付け特定戦略策定協議会
- (ウ) 平成27年6月4日付け特定新駅の実現に向けた検討会
- (エ) 平成27年7月15日付け特定地区特定戦略策定協議会
- (オ) 平成29年4月11日付け特定地区まちづくり実現化方策検討業務に係る打合せ
- (カ) 平成29年4月19日付け特定機関との打合せ
- (キ) 平成29年5月26日付け広域的なまちづくりに関する打合せ
- (ク) 本件請求の趣旨に合致する特定協議会が実施した事項が分かる文書
- (ケ) 特定新駅を中心としたまちづくり地権者連絡会

エ 特定企業Aに関する文書について

特定新駅の設置を含む特定地区のまちづくりに関して、特定企業Aと合意した事項に係るすべての文書を特定すべきである。

オ その他

- (ア) 前記ウ(ウ)、(エ)及び(カ)の会議等において、神奈川県及び特定機関

が出席した根拠及び経緯が記載された文書を特定すべきである。

(イ) 前記イにある調査業務委託について、神奈川県が負担金を支出した関係の文書を特定すべきである。

4 実施機関（県土整備局都市部都市計画課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第20条第3項に基づき当審査会に提出した意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求時に実施機関が管理している文書について

本件請求の内容から、本件請求の趣旨に合致する文書が存在するとすれば、実施機関が定めたファイル基準表の「特定地区の都市づくり」に該当する文書である。そのため、実施機関は、本件請求の趣旨に合致する文書の特定に当たり、当該文書が保存されているフォルダ内を検索したが、本件請求時に実施機関が管理している文書の中には、本件請求の趣旨に合致する文書は存在しなかった。また、念のため、当該フォルダ周辺のフォルダについても検索したが、本件請求の趣旨に合致する文書は存在しなかった。

(2) 本件請求時に実施機関が管理していない文書について

前記(1)のとおり、本件請求時に実施機関において管理していた文書の中には、本件請求の趣旨に合致する文書は存在しない。しかし、仮に、過去、本件請求の趣旨に合致する文書を作成又は取得していたとしても、平成23年度以前に処理済みとなった文書については、次の理由により存在しない。

ア 保存期間が満了した文書については、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第15条第1項により、保存期間を1年又は常用と定めたものを除き、神奈川県立公文書館（以下「公文書館」という。）に引き渡されることとなっている。

公文書館に引き渡された文書については、神奈川県立公文書館条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、知事が定める選別基準によって歴史資料として重要なものが選別の上保存され、その余につい

ては速やかに廃棄されることとなっている。また、条例第3条第1項第2号の規定により、公文書館が当該施設の設置目的に応じて歴史資料として収集し、保存している資料については、公開請求の対象となる文書には該当しないことが定められている。

そのため、保存期間を満了した文書については、廃棄又は行政文書該当性を欠くことにより、文書不存在となる。

イ これを本件についてみると、本件請求の趣旨に合致する文書が存在する場合は、ファイル基準表上の「特定地区の都市づくり」に該当する文書であり、その保存期間は5年である。このため、平成23年度以前に処理済みとなった当該ファイルの文書については、平成29年度までに公文書館に引き渡されており、本件請求時においては文書不存在となる。

なお、実施機関では、ファイル基準表上の「特定地区の都市づくり」に該当する文書のうち、検討業務委託文書、平成21年度以降の特定協議会の会則、同協議会の議事録等については、業務上必要性があるため、保存期間の5年を満了した後も、実施機関において管理しているが、確認書が取り交わされた経緯や、確認書に基づき実施したことを示す内容は、いずれの文書にも記載されていなかった。また、実施機関は、確認書の作成に関わっておらず、保有もしていないことから、確認書が作成された経緯等を確認することはできず、特定協議会等が実施した業務が確認書に基づいて行われているとの認識はなかった。そのため、これらの文書については、本件請求の趣旨に合致しないと考え、本件対象文書として特定はしなかったものである。

(3) 審査請求人が審査請求書及び反論書において公開を求めている文書について

審査請求人は、特定地区のまちづくりに向けた取組を積極的に推進するため、特定協議会を拡充する旨、また、特定企業A及び関係機関と十分な調整を図る旨等の項目を含んだ確認書が取り交わされた後、実施機関も出席している特定協議会において、同協議会を拡充するために会則の改定が行われていることなどから、同協議会の会議録類又は特定地区

のまちづくりに関する文書が本件対象文書に該当するとして、前記3(2)に掲げる文書の公開を求めている。これらの文書の中には、実施機関において現に管理している文書も含まれており、そのすべてを確認したが、確認書が取り交わされた経緯や、確認書に基づき実施したことを示す内容は、いずれの文書にも記載されていなかった。また、実施機関は、確認書の作成に関わっておらず、保有もしていないことから、確認書が作成された経緯等を確認することはできず、特定協議会等が実施した業務が確認書に基づいて行われているとの認識はなかった。そのため、これらの文書については、本件請求の趣旨に合致しないと考え、本件対象文書として特定はしなかったものである。

なお、本件請求を受けるに当たって、実施機関は審査請求人に対して、確認書については、同確認書を対象文書とした平成29年1月26日付け行政文書公開請求における決定において、不存在であることを通知しており、実施機関には、確認書に基づいて実施した事項が分かる文書に該当するものは存在せず、このまま請求を受けても文書不存在との通知を出すことになる旨説明した。しかし、審査請求人からは、それでもこの内容で請求したい旨の回答があったため、そのまま本件請求を受けたものである。

(4) 行政文書性を欠く文書について

念のため、条例第3条第1項に規定された、行政文書に該当しないとされる文書についても確認したが、本件請求の趣旨に合致する文書は存在しなかった。

5 審査会の判断理由

(1) 確認書について

当審査会が確認したところ、確認書は、特定企業Aが特定地区に特定施設を建設、操業等するに伴い、神奈川県と特定企業Aが行う取組内容を相互に確認するために取り交わされたものであることが認められる。

(2) 実施機関が行う公開請求の対象となる文書の特定について

ア 審査請求人は本件請求において、確認書の記載に基づいて実施機関が

行った事項が分かる文書の公開を求めている。当審査会が確認したところ、確認書の記載内容のうち、「神奈川県を取組」とされた4項目中、第4項目の「特定新駅の設置を含む特定地区のまちづくりに向けた取組を積極的に推進するため、特定協議会を拡充するとともに、特定企業A及び関係機関と十分な調整を図る。また、特定企業Aが建設する施設に伴う地元の調整に当たっては、当該施設の意義について周辺住民へ説明する等の協力を行う」との記載内容が、実施機関の所掌事務に係る部分であることが認められる。

イ 当審査会が確認したところ、確認書の「神奈川県を取組」の第4項目の記載内容に照らせば、本件請求時に実施機関が管理している文書の中には、当該記載内容の趣旨に合致する文書が存在することが認められる。

しかしながら、実施機関は、前記4(3)のとおり、確認書が取り交わされた経緯や確認書の記載に基づき実施した事項は、これらの文書には含まれていなかった旨説明している。また、実施機関は、そもそも確認書の作成に実施機関はかかわっておらず、確認書自体も保有していないため、確認書が作成された経緯等を把握することができず、特定協議会等が実施した業務が確認書に基づいて行われているとの認識はなかったことから、これらの文書を本件請求の趣旨に合致する文書に該当しないとして、特定しなかった旨説明している。

かかる説明は、公開請求があった際に、実施機関が主観に基づき対象文書を特定することを意味しており、このような対象文書の特定方法が妥当なものであるのか、以下、検討する。

ウ 実施機関が行う対象文書の特定については、通常、公開請求書の記載内容に基づいて行うものである。しかし、仮に実施機関が公開請求書の記載内容をどのように認識しているかなど、主観に基づいた特定を行うと、公開請求の趣旨を狭く捉え、公開請求の趣旨を客観的に捉えれば特定できる文書までも請求の趣旨に合致しないものとして特定しないといった、恣意的な特定を許すおそれがあると言わざるを得ない。対象文書の特定は、公開・非公開の判断の前提を成す重要なものであり、適切な対象文書の特定なくして、適切な公開・非公開の判断

は行えないものである。また、実施機関による恣意的な対象文書の特定がなされるおそれが生じることは、条例第1条及び第2条の趣旨に照らして許されるものではない。

よって、対象文書の特定は、公開請求書の記載内容を客観的に捉えて行うべきであると判断する。

エ 以上を前提とすると、実施機関による本件請求に係る対象文書の特定は、公開請求の内容を主観的に捉え、当該主観に基づき行っているため、不適切なものであると言わざるを得ない。

オ なお、確認書にある「神奈川県取組」の第4項目以外の項については、実施機関の所掌事務に直接関係がない事項となっていることから、これらの記載内容に基づき実施機関が行った事項が分かる文書は存在しないものと認められる。

(3) 本件対象文書の存否について

前記(2)ウのとおり、実施機関が行う文書の特定は公開請求書の記載内容を客観的に捉えて特定を行うべきであると解されることから、確認書の実施機関の所掌事務に関係する部分である「神奈川県取組」の4項目について、本件請求時に実施機関が管理している文書が、当該記載内容に客観的に照らして本件請求の趣旨に合致するか否か、個別に検討する必要がある。

ア 本件請求の趣旨に合致する文書

当審査会が確認したところ、確認書の「神奈川県取組」の第4項目の記載内容に照らせば、本件請求の趣旨に合致する文書は、「特定新駅の設置を含む特定地区のまちづくり」を推進するための「特定協議会の拡充に関する文書」、「特定企業Aと調整を図ったことに関する文書」、「関係機関と調整を図ったことに関する文書」及び「特定企業Aが建設する施設の意義について周辺住民に説明する等協力を行ったことに関する文書」（以下「4類型文書」と総称する。）であることが認められる。

イ 本件請求時に実施機関が管理している文書

当審査会が確認したところ、実施機関が説明するとおり、本件請求の趣旨に合致する文書が存在するとすれば、実施機関が定めたファイル

基準表の「特定地区の都市づくり」のフォルダに保存されている文書であることが認められる。そこで、当該フォルダにおいて管理されている文書が4類型文書に該当するか、以下検討する。

なお、当審査会が確認したところ、「特定地区の都市づくり」フォルダに保存されている文書は、会議等に係る文書、特定協議会が行った検討業務に係る委託契約等に関する文書（以下「検討業務委託文書」という。）、特定協議会の会則、要綱等に関する文書、事例視察に関する文書及びその他の文書の5つに大別されるため、以下、それぞれについて検討することとする。

(ア) 会議等に係る文書

当審査会が確認したところ、別表の $\alpha - 1$ 欄及び $\alpha - 2$ 欄に掲げる会議等に係る文書は、特定新駅設置を含む特定地区のまちづくりについて、実施機関、特定市等の関係機関が行った会議等の議事録、資料等であって、実施機関が作成又は取得したものであることが認められる。

これらのうち、別表の $\alpha - 1$ 欄に掲げる文書は、確認書の「神奈川県取組」の第4項目に記載のある、特定新駅の設置を含む特定地区のまちづくりに向けた取組を積極的に推進するため、「関係機関と調整を図った」内容であると認められる。このことから、これらの文書は、本件請求の趣旨に合致する文書であることが認められるため、本件対象文書として特定すべきである。

他方、別表の $\alpha - 2$ 欄に掲げる文書は、特定新駅の設置を含む特定地区のまちづくりに関するものであるものの、その記載内容に照らせば、4類型文書のいずれにも該当せず、本件請求の趣旨には合致しない文書であることが認められる。

(イ) 検討業務委託文書

当審査会が確認したところ、別表の β 欄に掲げる検討業務委託文書は、特定協議会等が実施した特定地区のまちづくりに関連する調査・検討業務委託の委託契約書、報告書等であることが認められる。このことから、検討業務委託文書については、いずれも特定新駅の設置を

含む特定地区のまちづくりに関するものであるものの、その記載内容に照らせば、4類型文書のいずれにも該当せず、本件請求の趣旨には合致しない文書であることが認められる。

よって、実施機関が検討業務委託文書を本件対象文書として特定しなかったことは妥当であると判断する。

(ウ) 特定協議会の会則、要綱等に関する文書

当審査会が確認したところ、別表のγ欄に掲げる特定協議会の会則、要綱等に関する文書は、特定協議会の会則、要綱等そのもの及び当該会則、要綱等を改正した際の文書であることが認められる。このことから、特定協議会の会則、要綱等に関する文書については、いずれも特定新駅の設置を含む特定地区のまちづくりに関するものであるものの、その記載内容に照らせば、4類型文書のいずれにも該当せず、本件請求の趣旨には合致しない文書であることが認められる。

よって、実施機関が特定協議会の会則、要綱等に関する文書を本件対象文書として特定しなかったことは妥当であると判断する。

(エ) 事例視察に関する文書

当審査会が確認したところ、別表のδ欄に掲げる事例視察に関する文書は、特定協議会の構成団体員が今後の事業推進の参考とするため、先進事例の視察を実施した際の文書であることが認められる。このことから、事例視察に関する文書については、いずれも特定新駅の設置を含む特定地区のまちづくりに関するものであるものの、その記載内容に照らせば、4類型文書のいずれにも該当せず、本件請求の趣旨には合致しない文書であることが認められる。

よって、実施機関が事例視察に関する文書を本件対象文書として特定しなかったことは妥当であると判断する。

(オ) その他の文書

当審査会が確認したところ、別表のε欄に掲げる実施機関が保管しているその他の文書は、特定協議会の幹事会に追加資料があることを通知した文書、特定協議会を延期した際に通知した文書及び特定協議会の資料の取扱に関する文書であることが認められる。このことから、

これらの文書については、いずれも特定新駅の設置を含む特定地区のまちづくりに関するものであるものの、その記載内容に照らせば、4類型文書のいずれにも該当せず、本件請求の趣旨には合致しない文書であることが認められる。

よって、実施機関がこれらの文書を本件対象文書として特定しなかったことは妥当であると判断する。

(4) その他

また、審査請求人は、前記3(2)オに掲げる文書について、審査請求書及び反論書においてこれらの文書を公開すべき旨主張するが、外形上も、これらの文書が本件請求の趣旨に合致するものとは認められない。このような主張は、審査請求後に新たな行政文書の公開請求を行っていることに等しく、本件処分を取り消す審査請求の理由となるものではないことは明らかである。

6 付言

実施機関は、前記4(2)イ及び(3)のとおり、本件請求に対する文書の特定にあたり、公開請求書の記載内容を主観的に捉え、当該主観に基づき特定を行っていることが認められる。

当審査会においては、前記5(2)ウのとおり、実施機関が行う文書の特定は、公開請求書の記載内容を客観的に捉えて特定を行うべきであると判断したところである。そして、行政文書の特定は、公開・非公開の判断の前提を成す重要なものであることにかんがみれば、公開請求書の記載内容に不明確な部分がある場合には、公開請求者にその趣旨を確認した上で公開請求書の記載内容を明らかにし、また、条例第9条第3項に規定する補正を求めるなど、対象文書の特定に必要な手続きを取るべきである。それにもかかわらず、本件処分は、このような必要な手続きを取ることなく、漫然と特定を行ったものと言わざるを得ない。

よって、実施機関にあつては、対象文書の特定に当たり、今後、同様のことがないよう正確かつ慎重に対応することが強く望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

区分	日付	会議等名称
α - 1	平成 21 年 4 月 21 日	平成 21 年度特定協議会第 1 回特定検討部会
	平成 21 年 4 月 27 日	平成 21 年度特定協議会第 1 回幹事会
	平成 21 年 5 月 14 日	平成 21 年度特定協議会総会
	平成 21 年 8 月 19 日	平成 21 年度特定協議会第 2 回特定検討部会
	平成 21 年 10 月 9 日	平成 21 年度特定協議会第 3 回特定検討部会
	平成 21 年 10 月 26 日	平成 21 年度特定協議会第 2 回幹事会
	平成 22 年 2 月 3 日	平成 21 年度特定協議会第 4 回特定検討部会
	平成 22 年 3 月 29 日	平成 21 年度特定協議会第 3 回幹事会
	平成 22 年 6 月 28 日	平成 22 年度特定協議会第 1 回特定検討部会
	平成 22 年 7 月 8 日	平成 22 年度特定協議会第 1 回幹事会
	平成 22 年 10 月 21 日	平成 22 年度特定協議会第 2 回特定検討部会
	平成 22 年 10 月 26 日	平成 22 年度特定協議会第 2 回幹事会
	平成 22 年 10 月 28 日	平成 22 年度特定協議会総会
	平成 22 年 12 月 15 日	平成 22 年度特定協議会第 3 回特定検討部会
	平成 22 年 12 月 21 日	平成 22 年度特定協議会第 3 回幹事会
	平成 23 年 1 月 25 日	平成 22 年度特定協議会第 4 回特定検討部会
	平成 23 年 3 月 3 日	平成 22 年度特定協議会第 5 回特定検討部会
	平成 23 年 4 月 21 日	平成 23 年度特定協議会第 1 回特定検討部会
	平成 23 年 4 月 27 日	平成 23 年度特定協議会第 1 回幹事会
	平成 23 年 7 月 28 日	平成 23 年度特定協議会総会
	平成 23 年 11 月 8 日	平成 23 年度特定協議会第 2 回特定検討部会
	平成 23 年 12 月 2 日	特定地区周辺道路整備に関する勉強会
	平成 24 年 1 月 30 日	平成 23 年度特定協議会第 3 回特定検討部会
	平成 24 年 3 月 1 日	平成 23 年度特定協議会第 4 回特定検討部会
	平成 24 年 3 年 30 日	平成 23 年度特定協議会第 5 回特定検討部会
	平成 24 年 3 年 30 日	平成 23 年度特定協議会第 2 回幹事会
	平成 24 年 6 月 19 日	特定地区のまちづくりスケジュール調整等 について
	平成 24 年 7 月 11 日	特定地区のまちづくり特定協議会総会等 に向けた打ち合わせについて
	平成 24 年 7 月 19 日	平成 24 年度特定協議会第 1 回幹事会
	平成 24 年 7 月 27 日	平成 24 年度特定協議会総会
	平成 24 年 12 月 5 日	平成 24 年度特定協議会第 1 回特定検討部会
	平成 25 年 1 月 22 日	平成 24 年度特定協議会第 2 回特定検討部会
平成 25 年 2 月 26 日	平成 24 年度特定協議会第 3 回特定検討部会	
平成 25 年 3 月 22 日	平成 24 年度特定協議会第 4 回特定検討部会	
平成 25 年 3 月 28 日	平成 24 年度特定協議会第 2 回幹事会	
平成 25 年 5 月 8 日	平成 25 年度特定協議会第 1 回幹事会	
平成 25 年 5 月 15 日	平成 25 年度特定協議会総会	
平成 25 年 12 月 13 日	特定幹事会に関する打合せ	

別表（続き）

区分	日付	会議等名称
α - 1 < 続き >	平成 25 年 12 月 19 日	平成 25 年度特定協議会第 2 回幹事会
	平成 26 年 4 月 21 日	平成 26 年度特定協議会第 1 回幹事会
	平成 26 年 5 月 13 日	平成 26 年度特定協議会第 1 回部課長会議
	平成 26 年 5 月 26 日	平成 26 年度特定協議会総会
	平成 26 年 6 月 13 日	特定地区のまちづくりに関する打合せについて
	平成 26 年 7 月 18 日	平成 26 年度特定協議会臨時会
	平成 26 年 8 月 27 日	平成 26 年度特定協議会第 3 回部課長会議
	平成 26 年 12 月 18 日	特定地区のまちづくりに関する打合せについて
	平成 27 年 1 月 15 日	平成 26 年度特定協議会第 4 回部課長会議
	平成 27 年 2 月 10 日	平成 26 年度特定協議会第 2 回幹事会
	平成 27 年 3 月 31 日	平成 26 年度特定協議会書面臨時会
	平成 27 年 4 月 20 日	平成 27 年度特定協議会第 1 回担当者会議
	平成 27 年 6 月 4 日	第 1 回特定新駅の実現に向けた検討会
	平成 27 年 7 月 15 日	第 1 回特定地区特定戦略策定協議会
	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年度特定協議会第 1 回幹事会
	平成 27 年 7 月 31 日	平成 27 年度特定協議会総会
	平成 27 年 10 月 13 日	第 2 回特定地区特定戦略策定協議会
	平成 28 年 1 月 18 日	第 3 回特定地区特定戦略策定協議会
	平成 28 年 3 月 14 日	第 4 回特定地区特定戦略策定協議会
	平成 28 年 5 月 16 日	平成 28 年度第 1 回特定新駅実現に向けた検討会部課長会議
	平成 28 年 7 月 19 日	平成 28 年度特定協議会第 3 回担当者会議
	平成 28 年 7 月 20 日	平成 28 年度第 2 回特定新駅実現に向けた検討会部課長会議
	平成 28 年 8 月 3 日	平成 28 年度第 3 回特定新駅実現に向けた検討会部課長会議
	平成 28 年 8 月 30 日	平成 28 年度特定協議会第 1 回幹事会
	平成 28 年 9 月 2 日	平成 28 年度特定協議会総会
	平成 28 年 11 月 21 日	平成 28 年度第 4 回特定新駅実現に向けた検討会部課長会議
	平成 29 年 3 月 27 日	平成 28 年度第 1 回特定新駅実現に向けた検討会担当者会議
	平成 29 年 4 月 11 日	特定地区のまちづくり実現化方策検討業務について特定市 B との打合せ
	平成 29 年 4 月 19 日	特定機関との打合せについて
	平成 29 年 5 月 10 日	平成 29 年度特定協議会第 1 回幹事会
平成 29 年 5 月 18 日	平成 29 年度特定協議会総会	
平成 29 年 5 月 26 日	広域的なまちづくりに関する打合せ	

別表（続き）

区分	日付	会議等名称
α - 1 <続き>	平成 29 年 6 月 2 日	広域的なまちづくりに関する打合せ
	平成 29 年 7 月 20 日	広域的なまちづくりに関する打合せ
	平成 29 年 8 月 25 日	特定地区のまちづくりについて特定市 A との打合せ
	平成 29 年 9 月 1 日	広域的なまちづくりに関する打合せ
	平成 29 年 10 月 11 日	特定地区のまちづくり特定市 A 担当者との打合せ
	平成 29 年 10 月 13 日	特定地区のまちづくり特定市 B 担当者との打合せ
	平成 29 年 10 月 23 日	関係機関等打合せ
α - 2	平成 27 年 5 月 21 日	特定地区特定戦略策定協議会委員の委嘱について
β	平成 21 年 6 月 11 日	特定地区拠点づくり検討調査結果の記者発表について
	平成 21 年 6 月 11 日	特定地区拠点づくり検討調査結果の記者発表資料の送付について
	平成 22 年 11 月 26 日	平成 22 年度特定地区拠点づくり検討調査業務委託契約書
	平成 23 年 9 月 6 日	特定地区拠点づくり検討調査結果の記者発表について
	平成 23 年 9 月 6 日	特定地区拠点づくり検討調査結果の記者発表資料の送付について
	平成 23 年 9 月 16 日	平成 23 年度特定地区拠点づくり検討調査業務委託契約書（その 1）
	平成 23 年 9 月 16 日	平成 23 年度特定地区拠点づくり検討調査業務委託契約書（その 2）
	平成 24 年 10 月 18 日	平成 24 年度特定地区拠点づくり検討調査業務委託契約書
	平成 25 年 6 月 10 日	特定地区拠点づくり検討調査結果の記者発表について
	平成 25 年 6 月 10 日	特定地区拠点づくり検討調査結果の記者発表資料の送付について
	平成 25 年 6 月 10 日	特定地区拠点づくり検討調査結果の記者発表に伴うホームページの更新について
	平成 27 年 7 月 13 日	特定地区特定戦略策定協議会設置の記者発表について
	γ	平成 21 年 11 月 10 日
平成 22 年 6 月 7 日		特定協議会書面臨時会
δ	平成 21 年 11 月 24 日	平成 21 年度特定協議会先進事例視察の実施

別表（続き）

区分	日付	会議等名称
δ < 続き >	平成 23 年 1 月 21 日	平成 22 年度特定協議会先進事例視察の実施
ε	平成 27 年 11 月 20 日	平成 27 年度特定協議会総会における資料の取扱いについて
	平成 28 年 7 月 26 日	平成 28 年度特定協議会総会の延期について
	平成 29 年 5 月 12 日	平成 29 年度特定協議会書面臨時会

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 3 月 8 日	○ 諮問
7 月 23 日 (第 186 回部会)	○ 審議
8 月 22 日 (第 187 回部会)	○ 審議
9 月 26 日 (第 188 回部会)	○ 審議
10 月 30 日 (第 189 回部会)	○ 審議
11 月 28 日 (第 190 回部会)	○ 審議
平成 31 年 3 月 27 日 (第 194 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員

(令和元年5月15日現在) (五十音順)